

決定書

異議申立人の住所及び氏名

岐阜県岐阜市

兼松 秀代

上記異議申立人から平成16年6月11日付けをもって提起された平成16年5月6日付け16サイクル機構（東濃）第026号及び第027号により行った独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく一部不開示決定処分（以下「原処分」という。）に係る異議申立てについては、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てについては、これを棄却する。

不服の要旨

平成16年5月6日付け16サイクル機構（東濃）第026号及び第027号により行った一部不開示決定の処分のうち、項目としての入札「順位」及び番号としての入札「順位」、「開札（見積）金額」、「入札金額」並びに「予定価格」の不開示決定処分を取り消し、開示決定を行うことを求めるものである。

決定の理由

本異議申立てについて、項目としての入札「順位」及び番号としての入札「順位」は追加の開示をする旨の、並びに「開札（見積）金額」、「入札金額」及び「予定価格」については原処分が適当である旨の意見を付し、法第18条第2項の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、今般、別紙答申書のとおり答申を得たので、原処分を維持することが適当であると判断し、主文のとおり決定する。

平成18年1月23日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構
理事長 殿塚 猷

